

4 医国第 278842 号  
令和 4 年 10 月 18 日

一般社団法人香川県医師会  
会長 久米川 啓 様

香川県健康福祉部医務国保課長

### 外国人患者の受入環境整備を行う医療機関を支援する事業等について

日頃から本県の医療行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本年 10 月 11 日より国際的な往来が再開され、今後、訪日外国人が増加することが見込まれると  
ころです。

これを受け、厚生労働省医政局等より、下記の外国人患者の受入環境整備を行う医療機関を支援  
する事業等について、周知依頼がありましたのでお知らせします。

なお、各医療機関管理者及び各郡市医師会には別途通知していることを申し添えます。

### 記

- ・「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（改訂第 3 版）」  
（参照）[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html)
- ・国による外国人対応に係る相談窓口の開設（夜間休日ワンストップ窓口事業）  
国が開設する相談窓口で、夜間休日（平日 17 時から翌 9 時まで、土日祝日 24 時間）に、医療  
機関における外国人患者対応に関するよろずの課題（多言語対応、ビザ延長手配等の緊急的な内  
容から、旅行保険会社への診療費請求、患者の海外移送、大使館・航空会社・出入国在留管理庁へ  
の連絡などの専門的な課題まで）の解決を支援する。  
（参照）<https://www.onestop.emergency.co.jp/>
- ・団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業  
医療機関の多言語化の取組を効果的に支援するため、医療関係団体、コンソーシアム、複数の  
医療機関を持つ医療機関グループ等が、電話通訳サービス事業者と団体契約を締結し、傘下（管  
下）医療機関が電話通訳サービスを利用できるようにする場合に、契約費用の半分を補助する。  
※現在、三次公募中（締切：令和 4 年 10 月 24 日（月）必着）  
（参照）[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921\\_00032.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00032.html)

- ・希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業

民間サービスが少なく、個々の医療機関においては通訳者の確保等が困難な希少言語に対して、国が有料（ウクライナ語のみ無料）の電話通訳サービスを提供するもの。利用時に医療機関からの簡単な登録が必要。

（参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/iryoku/newpage\\_00015.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/newpage_00015.html)

- ・外国人向け多言語説明資料

診療申込書、医療費請求書、診療科毎の問診票、同意書等について、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語、ウクライナ語のひな形がダウンロード可能。

（参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/iryoku/kokusai/setsumeiml.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/kokusai/setsumeiml.html)

- ・外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

（参照）[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05774.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html)

- ・外国人患者受入れ情報サイト

（参照）<https://internationalpatients.jp/>

- ・不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報の登録について

保険医療機関で不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報を、医療機関が国へ提供することで、次回入国の拒否等、当該訪日外国人の入国審査に活用する。従来は国への情報提供時に患者本人の同意が必要であったが、令和4年10月11日より本人同意が不要となっている。

なお、提供は専用のウェブサイトから行うため、利用登録が必要となる。

デポジット（前払い）請求など医療費の回収方法については、「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（改訂第3版）」を参照。

（参照）[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html)

## <参考>

当事務連絡は下記にも掲載しております。

県ホームページのホーム>組織から探す>医務国保課>医療機関向け医療情報>医療機関向け情報>通知・事務連絡

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/imu/iryokukan/iryokukan/sub1.html>

公益社団法人香川県歯科医師会  
会長 豊嶋 健治 様

香川県健康福祉部医務国保課長

外国人患者の受入環境整備を行う医療機関を支援する事業等について

日頃から本県の医療行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本年 10 月 11 日より国際的な往来が再開され、今後、訪日外国人が増加することが見込まれると  
ころです。

これを受け、厚生労働省医政局等より、下記の外国人患者の受入環境整備を行う医療機関を支援  
する事業等について、周知依頼がありましたのでお知らせします。

記

- ・「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（改訂第 3 版）」  
（参照）[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html)
- ・国による外国人対応に係る相談窓口の開設（夜間休日ワンストップ窓口事業）  
国が開設する相談窓口で、夜間休日（平日 17 時から翌 9 時まで、土日祝日 24 時間）に、医療  
機関における外国人患者対応に関するよろずの課題（多言語対応、ビザ延長手配等の緊急的な内  
容から、旅行保険会社への診療費請求、患者の海外移送、大使館・航空会社・出入国在留管理庁へ  
の連絡などの専門的な課題まで）の解決を支援する。  
（参照）<https://www.onestop.emergency.co.jp/>
- ・団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業  
医療機関の多言語化の取組を効果的に支援するため、医療関係団体、コンソーシアム、複数の  
医療機関を持つ医療機関グループ等が、電話通訳サービス事業者と団体契約を締結し、傘下（管  
下）医療機関が電話通訳サービスを利用できるようにする場合に、契約費用の半分の補助する。  
※現在、三次公募中（締切：令和 4 年 10 月 24 日（月）必着）  
（参照）[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921\\_00032.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00032.html)

- ・希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業

民間サービスが少なく、個々の医療機関においては通訳者の確保等が困難な希少言語に対して、国が有料（ウクライナ語のみ無料）の電話通訳サービスを提供するもの。利用時に医療機関からの簡単な登録が必要。

（参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/newpage\\_00015.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00015.html)

- ・外国人向け多言語説明資料

診療申込書、医療費請求書、診療科毎の問診票、同意書等について、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語、ウクライナ語のひな形がダウンロード可能。

（参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html)

- ・外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

（参照）[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05774.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html)

- ・外国人患者受入れ情報サイト

（参照）<https://internationalpatients.jp/>

- ・不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報の登録について

保険医療機関で不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報を、医療機関が国へ提供することで、次回入国の拒否等、当該訪日外国人の入国審査に活用する。従来は国への情報提供時に患者本人の同意が必要であったが、令和4年10月11日より本人同意が不要となっている。

なお、提供は専用のウェブサイトから行うため、利用登録が必要となる。

デポジット（前払い）請求など医療費の回収方法については、「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（改訂第3版）」を参照。

（参照）[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html)

## <参考>

当事務連絡は下記にも掲載しております。

県ホームページのホーム>組織から探す>医務国保課>医療機関向け医療情報>医療機関向け情報>通知・事務連絡

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/imu/iryookikan/iryookikan/sub1.html>

各郡市医師会会長 様

香川県健康福祉部医務国保課長

外国人患者の受入環境整備を行う医療機関を支援する事業等について

日頃から本県の医療行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本年 10 月 11 日より国際的な往来が再開され、今後、訪日外国人が増加することが見込まれるところではあります。

これを受け、厚生労働省医政局等より、下記の外国人患者の受入環境整備を行う医療機関を支援する事業等について、周知依頼がありましたのでお知らせします。

なお、各医療機関管理者には別途通知していることを申し添えます。

記

- ・「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（改訂第 3 版）」  
（参照）[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html)
- ・国による外国人対応に係る相談窓口の開設（夜間休日ワンストップ窓口事業）  
国が開設する相談窓口で、夜間休日（平日 17 時から翌 9 時まで、土日祝日 24 時間）に、医療機関における外国人患者対応に関するよろずの課題（多言語対応、ビザ延長手配等の緊急的な内容から、旅行保険会社への診療費請求、患者の海外移送、大使館・航空会社・出入国在留管理庁への連絡などの専門的な課題まで）の解決を支援する。  
（参照）<https://www.onestop.emergency.co.jp/>
- ・団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業  
医療機関の多言語化の取組を効果的に支援するため、医療関係団体、コンソーシアム、複数の医療機関を持つ医療機関グループ等が、電話通訳サービス事業者と団体契約を締結し、傘下（管下）医療機関が電話通訳サービスを利用できるようにする場合に、契約費用の半分の補助をする。  
※現在、三次公募中（締切：令和 4 年 10 月 24 日（月）必着）  
（参照）[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921\\_00032.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00032.html)

- ・希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業

民間サービスが少なく、個々の医療機関においては通訳者の確保等が困難な希少言語に対して、国が有料（ウクライナ語のみ無料）の電話通訳サービスを提供するもの。利用時に医療機関からの簡単な登録が必要。

（参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/newpage\\_00015.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00015.html)

- ・外国人向け多言語説明資料

診療申込書、医療費請求書、診療科毎の問診票、同意書等について、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語、ウクライナ語のひな形がダウンロード可能。

（参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html)

- ・外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

（参照）[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05774.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html)

- ・外国人患者受入れ情報サイト

（参照）<https://internationalpatients.jp/>

- ・不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報の登録について

保険医療機関で不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報を、医療機関が国へ提供することで、次回入国の拒否等、当該訪日外国人の入国審査に活用する。従来は国への情報提供時に患者本人の同意が必要であったが、令和4年10月11日より本人同意が不要となっている。

なお、提供は専用のウェブサイトから行うため、利用登録が必要となる。

デポジット（前払い）請求など医療費の回収方法については、「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（改訂第3版）」を参照。

（参照）[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html)

## <参考>

当事務連絡は下記にも掲載しております。

県ホームページのホーム>組織から探す>医務国保課>医療機関向け医療情報>医療機関向け情報>通知・事務連絡

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/imu/iryookikan/iryookikan/sub1.html>

4 医国第 278842 号  
令和 4 年 10 月 18 日

各医療機関管理者 様

香川県健康福祉部医務国保課長

### 外国人患者の受入環境整備を行う医療機関を支援する事業等について

日頃から本県の医療行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本年 10 月 11 日より国際的な往来が再開され、今後、訪日外国人が増加することが見込まれると  
ころです。

これを受け、厚生労働省医政局等より、下記の外国人患者の受入環境整備を行う医療機関を支援  
する事業等について、周知依頼がありましたのでお知らせします。

#### 記

- ・「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（改訂第 3 版）」  
（参照）[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html)
- ・国による外国人対応に係る相談窓口の開設（夜間休日ワンストップ窓口事業）  
国が開設する相談窓口で、夜間休日（平日 17 時から翌 9 時まで、土日祝日 24 時間）に、医療  
機関における外国人患者対応に関するよろずの課題（多言語対応、ビザ延長手配等の緊急的な内  
容から、旅行保険会社への診療費請求、患者の海外移送、大使館・航空会社・出入国在留管理庁へ  
の連絡などの専門的な課題まで）の解決を支援する。  
（参照）<https://www.onestop.emergency.co.jp/>
- ・団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業  
医療機関の多言語化の取組を効果的に支援するため、医療関係団体、コンソーシアム、複数の  
医療機関を持つ医療機関グループ等が、電話通訳サービス事業者と団体契約を締結し、傘下（管  
下）医療機関が電話通訳サービスを利用できるようにする場合に、契約費用の半分を補助する。  
※現在、三次公募中（締切：令和 4 年 10 月 24 日（月）必着）  
（参照）[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921\\_00032.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00032.html)

- ・希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業

民間サービスが少なく、個々の医療機関においては通訳者の確保等が困難な希少言語に対して、国が有料（ウクライナ語のみ無料）の電話通訳サービスを提供するもの。利用時に医療機関からの簡単な登録が必要。

（参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/newpage\\_00015.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00015.html)

- ・外国人向け多言語説明資料

診療申込書、医療費請求書、診療科毎の問診票、同意書等について、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語、ウクライナ語のひな形がダウンロード可能。

（参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html)

- ・外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

（参照）[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05774.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html)

- ・外国人患者受入れ情報サイト

（参照）<https://internationalpatients.jp/>

- ・不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報の登録について

保険医療機関で不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報を、医療機関が国へ提供することで、次回入国の拒否等、当該訪日外国人の入国審査に活用する。従来は国への情報提供時に患者本人の同意が必要であったが、令和4年10月11日より本人同意が不要となっている。

なお、提供は専用のウェブサイトから行うため、利用登録が必要となる。

デポジット（前払い）請求など医療費の回収方法については、「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（改訂第3版）」を参照。

（参照）[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html)

## <参考>

当事務連絡は下記にも掲載しております。

県ホームページのホーム>組織から探す>医務国保課>医療機関向け医療情報>医療機関向け情報>通知・事務連絡

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/imu/iryoukikan/iryoukikan/sub1.html>